

熊本学園大学大学院研究科規則

第1条 この規則は、本学大学院学則及び学位規則により、必要とされる事項及び大学院研究科（以下「研究科」という）において必要と認められる事項を定める。

第2条 研究科の授業科目及び単位数は、大学院学則第13条の表の定めるところによる。

第3条 各研究科において修得すべき単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学研究科 商学専攻 修士課程
 - (一) 必修科目
専修科目 12単位
 - (二) 選択必修科目
前記(一)以外の主要学科目 8単位以上
ビジネススキル科目 4単位以上
 - (三) 選択科目
その他の講義科目 6単位以上
合計 30単位以上
- (2) 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
 - (一) 必修科目
専修科目 12単位
 - (二) 選択必修科目
外国文献特殊研究 4または8単位
 - (三) 選択科目
前記(一)(二)以外の講義科目 16または12単位以上
合計 32単位以上
- (3) 国際文化研究科 国際文化専攻 修士課程
 - (一) 必修科目
専修科目 12単位
 - (二) 選択科目
前記(一)以外の講義及び演習科目 18単位以上
合計 30単位以上
- (4) 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程
 - (一) 必修科目
専修科目 10単位
専修科目以外の必修科目 2単位
 - (二) 選択科目
前記(一)以外の講義及び実習科目 18単位以上
合計 30単位以上
- (5) 社会福祉学研究科 福祉環境学専攻 修士課程
 - (一) 必修科目
専修科目 10単位
専修科目以外の必修科目 6単位
 - (二) 選択科目
前記(一)以外の講義科目 14単位以上
合計 30単位以上
- (6) 商学研究科 商学専攻 博士後期課程
必修科目
専修科目（研究指導） 12単位
- (7) 経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程
必修科目
専修科目（研究指導） 12単位
- (8) 国際文化研究科 国際文化専攻 博士後期課程
必修科目
専修科目（研究指導） 12単位
- (9) 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程
必修科目
専修科目（研究指導） 12単位
(専修科目)

第4条 学生は、大学院学則第13条に定める授業科目のなかから、修士課程においては、商学研究科、経済学研究科及び国際文化研究科では一特殊研究科目（講義・演習）を、社会福祉学研究科では一専門研究科目（講義・演習）

を自己の専修科目とし、博士後期課程においては、一研究指導を専修としなければならない。

- 2 学生は、専修科目担当の教授を指導教授とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 3 単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 商学研究科商学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、その他の主要学科目から8単位以上、ビジネススキル科目から4単位以上、選択科目より6単位以上を第1年次及び第2年次で修得しなければならない。
ただし、経済学研究科修士課程の授業科目より6単位以内に限り、経済学研究科の履修者がいる場合にのみ、演習指導教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て、修了要件単位の30単位のうち選択科目としての6単位のうちに含めることができる。
 - (2) 経済学研究科修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目及び外国文献特殊研究以外の講義科目のなかから第1年次及び第2年次で16(12)単位以上修得しなければならない。
ただし、商学研究科修士課程の授業科目より10単位以内に限り、商学研究科の履修者がいる場合にのみ、演習指導教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て、修了要件単位の32単位のうち選択科目としての16(12)単位のうちに含めることができる。
 - (3) 国際文化研究科修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で18単位以上修得しなければならない。
 - (4) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義2単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の必修科目2単位を第1年次及び第2年次で、また必修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で18単位以上修得しなければならない。
 - (5) 社会福祉学研究科福祉環境学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義2単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の必修科目6単位を第1年次及び第2年次で、また必修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で14単位以上修得しなければならない。
 - (6) 商学研究科商学専攻博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。
 - (7) 経済学研究科博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。
 - (8) 国際文化研究科博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。
 - (9) 社会福祉学研究科博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。

(指導教授)

第5条 学生は、前条第2項で定めた指導教授を、研究科長に申告しなければならない。

- 2 指導教授の申告に際し、学生はあらかじめ当該教授の内諾を得ておかななければならない。
- 3 指導教授の決定は、研究科委員会において行うものとする。

(単位認定)

第6条 授業科目の単位修得の認定は、筆記、または口述試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行うものとする。

- 2 前項の単位認定は、原則として、各科目の授業等の終了時に行うものとする。

(評定)

第7条 授業科目の成績は、S・A・B・C及びDの評定をもってあらわし、S・A・B及びCをもって単位修得と認定する。

- 2 前項の成績評定は、次の基準によるものとする。

- (1) S 100点～90点まで
- (2) A 89点～80点まで
- (3) B 79点～70点まで
- (4) C 69点～60点まで
- (5) D 59点以下

(学位論文)

第8条 熊本学園大学学位規則第12条に定める修士課程の学位論文及び同規則第21条第1項に定める博士後期課程の学位論文を提出しようとする者は、1編4部(正本1部、副本3部)作成し、指導教授を経て、研究科長に提出

するものとする。

- 2 提出の時期は、修士課程の第2年次の者は1月、第3年次以上の者は毎年7月又は1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。博士後期課程の者については、別に定める。
- 3 熊本学園大学大学院学則第20条、熊本学園大学学位規則第20条第2項に定める「論文提出による博士」の場合の取り扱いについては、別に定める。

(審査及び最終試験)

第9条 論文審査及び最終試験については、熊本学園大学学位規則の定めるところによる。

(証明書)

第10条 単位を修得した者が希望するときは、単位修得証明書を交付することができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 この規則の施行により、熊本商科大学大学院研究科規則は廃止する。
- 6 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 14 この改正規則の施行に当り、現に2年次以上に在学中の者については、従前の例による。
- 15 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 16 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、平成30年4月1日から施行する。